

富山労働局発表
令和5年12月22日

報道機関各位

【照会先】

富山労働局 職業安定部 職業対策課
課長 古川 修
課長補佐 山崎 一晶
地方障害者雇用担当 川西 真由美
(電話) 076-432-2793

令和5年6月1日現在の障害者雇用状況 ～雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高～

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（民間企業の場合は2.3%（法定雇用率））以上の障害者の雇用を義務としています。

富山労働局では、同法に基づき、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求め、これを集計しましたので、その結果を公表します。

◎ 集計結果の主なポイント

【民間企業】（法定雇用率2.3%）

- 雇用障害者数は4,752.0人と過去最高を更新。前年より153.0人増加。
- 実雇用率は2.32%と過去最高を更新。前年比0.08ポイント上昇。
- 法定雇用率達成企業の割合は55.6%。前年比0.3ポイント低下。

【公的機関】（法定雇用率2.6%、県教育委員会は2.5%）

- 雇用障害者数及び実雇用率ともに県教育委員会を除き、いずれも対前年で上回る。
県 : 雇用障害者数 139.5人(131.0人)、実雇用率 2.70%(2.54%)
市町村 : 雇用障害者数 312.0人(307.5人)、実雇用率 2.51%(2.44%)
県教育委員会 : 雇用障害者数 175.0人(177.5人)、実雇用率 2.55%(2.57%)

【地方独立行政法人】（法定雇用率2.6%）

- 雇用障害者数及び実雇用率は対前年で横ばい、または下回る。
雇用障害者数 5.0人(5.0人)、実雇用率 2.40%(2.46%)

()は令和4年6月1日現在の値

雇用障害者数や実雇用率は、過去最高を更新したものの、法定雇用率未達成企業は、未だ4割を超える状況にあり、このうち障害者を雇用していない、いわゆる「雇用ゼロ企業」が、未達成企業の半数以上を占めている。

このため、富山労働局においては、従来からの法定雇用率未達成企業に対する指導について、「雇用ゼロ企業」への指導を重点的に実施し、障害者の職域開発・職域拡大の推進を図り、雇用率未達成企業の解消に努めることとし、障害者がその適性に依じて能力を十分に発揮することができる社会づくりのために、広く障害者雇用に対する理解を求め、働くことを希望する障害者が一人でも多く就職できるよう取組を進めていくこととしている。

また、公的機関は、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対し、引き続き法定雇用率達成に向けて指導・支援していくこととしている。

一般の民間企業における雇用状況

◇ 雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 2.3%の法定雇用率が適用される、一般の民間企業(常用労働者数が43.5人以上規模の企業)において雇用されている障害者の数は4,752.0人で、前年より153.0人(3.3%)増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は2,979.5人(対前年比0.3%減)、知的障害者は968.5人(同1.1%増)、精神障害者は804.0人(同22.8%増)と、身体障害者を除くいずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、2.32%(前年2.24%)で、前年より0.08ポイント上回った。法定雇用率達成企業の割合は55.6%(同55.9%)で、前年より0.3ポイント下回った。

※ 障害者数において1人未満の端数があるのは、重度以外の身体障害者である短時間労働者、重度以外の知的障害者である短時間労働者、精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントするためである。ただし精神障害者である短時間労働者については、令和5年度より当分の間1人を1人としてカウントする。

[第1表(1)(2)参照]

◇ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別の雇用されている障害者の数は、43.5~100人未満で934.0人(前年842.5人)、100~300人未満で1,165.0人(同1,148.0人)、300~500人未満で475.0人(同475.0人)、500~1,000人未満で607.0人(同620.0人)、1,000人以上で1,571.0人(同1,513.5人)となった。
- ・ 企業規模別の実雇用率は、43.5~100人未満で2.50%(前年2.26%)、100~300人未満で2.04%(同2.02%)、300~500人未満で2.09%(同2.05%)、500~1,000人未満で2.42%(同2.35%)、1,000人以上で2.52%(同2.45%)となった。
なお、民間企業全体の実雇用率2.32%(前年2.24%)と比較すると、43.5~100人未満、500~1,000人未満及び1,000人以上の企業については全体平均を上回った。
- ・ 企業規模別の法定雇用率達成企業の割合は、43.5~100人未満で54.6%(前年55.6%)、100~300人未満で59.3%(同58.6%)、300~500人未満で44.4%(同50.0%)、500~1,000人未満で53.8%(同48.8%)、1,000人以上で55.0%(同47.4%)と、100~300人未満、500~1,000人未満および1,000人以上の企業規模で前年を上回った。

[第2表参照]

◇ 産業別の状況

- ・ 産業別の雇用されている障害者の数は、「建設」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸・郵便業」、「卸・小売業」、「宿泊・飲食サービス業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」で前年より増加した。
- ・ 産業別の実雇用率は、「宿泊・飲食サービス業」(3.42%)、「生活関連サービス・娯楽業」(2.41%)、「医療、福祉」(3.53%)、「サービス業」(2.51%)の4業種は法定雇用率を上回った。

・ [第4表参照]

◇ 法定雇用率未達成企業の状況

報告対象企業 1,075 社のうち、未達成企業 477 社について、法定雇用率を達成するのに必要な障害者数でみると、

0.5人と1人不足企業	333社（未達成企業に占める割合 69.8%）
1.5人と2人不足企業	82社
2.5人と3人不足企業	37社
3.5人と4人不足企業	17社
4.5人と5人不足企業	3社
5.5人と6人不足企業	1社
6.5人以上不足企業	4社 となっている。

また、障害者雇用を義務付けられた企業のうち、雇用する障害者が0人である企業数は257社で、未達成企業に占める割合は53.9%となっている。

〔第3表参照〕

公的機関における在職状況

◇ 富山県の機関（法定雇用率 2.6%）

富山県の機関（知事部局、企業局、警察本部）に在職している障害者の数は139.5人で、実雇用率は2.70%と、前年に比べ0.16ポイント上回った。

◇ 市町村の機関（法定雇用率 2.6%）

在職している障害者の数は312.0人で、前年より4.5人増加しており、実雇用率は2.51%と、前年に比べ0.07ポイント上回った。

◇ 富山県教育委員会（法定雇用率 2.5%）

富山県教育委員会に在職している障害者の数は175.0人で、前年より2.5人減少しており、実雇用率は2.55%と、前年に比べ0.02ポイント下回った。

〔第5表参照〕

地方独立行政法人における雇用状況

◇ 独立行政法人等（法定雇用率 2.6%）の機関（1機関）に雇用されている障害者の数は5.0人で、実雇用率は2.40%と、前年に比べ0.06ポイント下回った。

〔第5表参照〕

第1表

(1) 一般の民間企業における障害者雇用状況

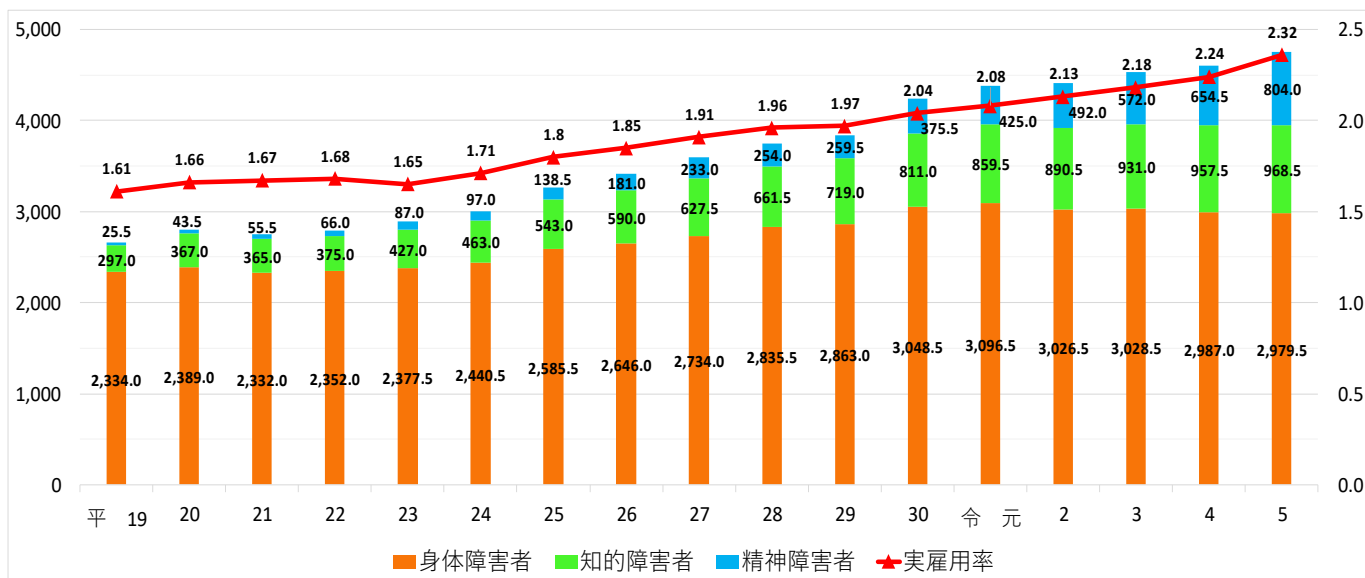
(令和5年6月1日現在)

企業数			常用労働者数 ①	短時間労働者数 ②	算定基礎労働者数 ③	身体障害者				知的障害者				精神障害者			L. 障害者の数	実雇用率 L÷③×100	法定雇用率達成企業の割合
達成	未達成	A. 重度身体障害者				B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 重度知的障害者	F. 重度以外の知的障害者	G. 重度知的障害者である短時間労働者	H. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	I. 精神障害者	J. 精神障害者である短時間労働者	K. Jの内、当該の短時間労働者				
1,075	598	477	208,400	12,617	204,711.0	829	1,128	116	155	178	450	88	149	510	294	—	4,752.0	2.32	55.6
(1,072)	(599)	(473)	(208,400)	(14,084)	(205,526.0)	(809)	(1,174)	(121)	(148)	(172)	(447)	(91)	(151)	(456)	(279)	(118)	(4,599.0)	(2.24)	(55.9)
																		【2.33】	【50.1】

- (注) 1. 算定基礎労働者数とは、常用労働者数と短時間労働者数（短時間労働者については1人を0.5人に相当）を合計した数から除外率相当の労働者数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者である。
2. L欄の障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計である。A欄の重度身体障害者及びE欄の重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当する者ものとしており、ダブルカウントしている。また、C欄の重度身体障害者である短時間労働者、G欄の重度知的障害者である短時間労働者については1人に相当するものとしている。D欄の重度以外の身体障害者である短時間労働者、H欄の重度以外の知的障害者である短時間労働者、J欄の精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。ただし、J欄の精神障害者である短時間労働者については令和5年度より当分の間1人を1人としてカウントする。
3. K欄はJ欄の精神障害者である短時間労働者の内、雇入れから3年以内または、精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の精神障害者である短時間労働者であり、1人に相当するものとしてカウントしている。
 $(A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 2 + F + G + H \times 0.5 + I + (J - K) \times 0.5 + K = L)$
 ただしJ欄の精神障害者である短時間労働者については令和5年度より当分の間1人を1人としてカウントするため、令和5年度K欄は該当なし。 $(A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 2 + F + G + H \times 0.5 + I + J = L)$
4. ()内は、令和4年6月1日現在の数値である。
5. 【 】内は、令和5年6月1日現在の全国の数値である。

(2) 障害者雇用の推移（平成19年～令和5年）

年	身体障害者	知的障害者	精神障害者	計	実雇用率	達成企業の割合
平 19	2,334.0	297.0	25.5	2,656.5	1.61	57.3
20	2,389.0	367.0	43.5	2,799.5	1.66	59.4
21	2,332.0	365.0	55.5	2,752.5	1.67	60.2
22	2,352.0	375.0	66.0	2,793.0	1.68	58.9
23	2,377.5	427.0	87.0	2,891.5	1.65	54.7
24	2,440.5	463.0	97.0	3,000.5	1.71	57.3
25	2,585.5	543.0	138.5	3,267.0	1.80	54.3
26	2,646.0	590.0	181.0	3,417.0	1.85	54.7
27	2,734.0	627.5	233.0	3,594.5	1.91	56.2
28	2,835.5	661.5	254.0	3,751.0	1.96	57.5
29	2,863.0	719.0	259.5	3,841.5	1.97	58.5
30	3,048.5	811.0	375.5	4,235.0	2.04	54.9
令 元	3,096.5	859.5	425.0	4,381.0	2.08	56.1
2	3,026.5	890.5	492.0	4,409.0	2.13	56.9
3	3,028.5	931.0	572.0	4,531.5	2.18	54.1
4	2,987.0	957.5	654.5	4,599.0	2.24	55.9
5	2,979.5	968.5	804.0	4,752.0	2.32	55.6



第2表

一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況

(令和5年6月1日現在)

	企業数			常用労働者数 ①	短時間労働者数 ②	算定基礎労働者数 ③	身体障害者				知的障害者				精神障害者			L 障害者の数	実雇用率 L÷③ ×100	法定雇用率達成企業の割合
	達成	未達成					A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 重度知的障害者	F. 重度以外の知的障害者	G. 重度知的障害者である短時間労働者	H. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	I. 精神障害者	J. 精神障害者である短時間労働者	K. Jの内、注3該当の短時間労働者			
計	1,075 (1,072)	598 (599)	477 (473)	208,400 (208,400)	12,617 (14,084)	204,711.0 (205,526.0)	829 (809)	1,128 (1,174)	116 (121)	155 (148)	178 (172)	450 (447)	88 (91)	149 (151)	510 (456)	294 (279)	— (118)	4,752.0 (4,599.0)	2.32 (2.24)	55.6 (55.9)
43.5～100人未満	577 (572)	315 (318)	262 (254)	36,848 (36,782)	4,430 (4,197)	37,395.5 (37,299.5)	75 (75)	196 (197)	51 (47)	67 (67)	32 (28)	90 (76)	42 (41)	85 (81)	74 (74)	191 (185)	— (70)	934.0 (842.5)	2.50 (2.26)	54.6 (55.6)
100～300人未満	376 (374)	223 (219)	153 (155)	59,060 (58,191)	3,972 (4,784)	57,043.0 (56,794.0)	190 (183)	285 (314)	30 (37)	46 (43)	44 (45)	123 (125)	19 (24)	46 (48)	138 (110)	56 (47)	— (26)	1,165.0 (1,148.0)	2.04 (2.02)	59.3 (58.6)
300～500人未満	63 (66)	28 (33)	35 (33)	23,250 (23,607)	967 (1,512)	22,757.5 (23,220.0)	83 (79)	106 (119)	16 (15)	17 (13)	21 (20)	56 (60)	9 (11)	7 (10)	58 (53)	10 (11)	— (4)	475.0 (475.0)	2.09 (2.05)	44.4 (50.0)
500～1000人未満	39 (41)	21 (20)	18 (21)	26,360 (27,643)	945 (1,014)	25,088.5 (26,363.0)	127 (129)	151 (165)	13 (15)	8 (11)	25 (25)	50 (50)	9 (7)	6 (6)	57 (51)	16 (19)	— (12)	607.0 (620.0)	2.42 (2.35)	53.8 (48.8)
1000人以上	20 (19)	11 (9)	9 (10)	62,882 (62,177)	2,303 (2,577)	62,426.5 (61,849.5)	354 (343)	390 (379)	6 (7)	17 (14)	56 (54)	131 (136)	9 (8)	5 (6)	183 (168)	21 (17)	— (6)	1,571.0 (1,513.5)	2.52 (2.45)	55.0 (47.4)

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数と短時間労働者数(短時間労働者については1人を0.5人に相当)を合計した数から除外率相当の労働者数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者である。

2. L 欄の障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計である。A 欄の重度身体障害者及びE 欄の重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントしている。また、C 欄の重度身体障害者である短時間労働者、G 欄の重度知的障害者である短時間労働者については1人に相当するものとしている。D 欄の重度以外の身体障害者である短時間労働者、H 欄の重度以外の知的障害者である短時間労働者、J 欄の精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。ただし、J 欄の精神障害者である短時間労働者については令和5年度より当分の間1人を1人としてカウントする。

3. K 欄はJ 欄の精神障害者である短時間労働者の内、雇入れから3年以内または、精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の精神障害者である短時間労働者であり、1人に相当するものとしてカウントしている。

$$(A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 2 + F + G + H \times 0.5 + I + (J - K) \times 0.5 + K = L)$$

ただしJ 欄の精神障害者である短時間労働者については令和5年度より当分の間1人を1人としてカウントするため、令和5年度K 欄は該当なし。

$$(A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 2 + F + G + H \times 0.5 + I + J = L)$$

4. () 内は、令和4年6月1日現在の数値である。

第3表

障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

(令和5年6月1日現在)

区分	法定雇用率未達成企業の数	不足数							障害者数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人又は6人	6.5人以上	
規模計	477	333	82	37	17	3	1	4	257
43.5人～100人未満	262	246	16	-	-	-	-	-	229
100人～300人未満	153	74	47	24	7	1	0	-	28
300人～500人未満	35	7	13	6	7	2	0	0	0
500人～1,000人未満	18	4	6	5	1	0	1	1	0
1,000人以上	9	2	0	2	2	0	0	3	0

(注) 不足数とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

第4表

一般の民間企業における主な産業別障害者の雇用状況

(令和5年6月1日現在)

	企業数			常用労働者数 ①	短時間労働者数 ②	算定基礎労働者数 ③	身体障害者				知的障害者				精神障害者			L. 障害者の数	実雇用率 L÷③ ×100	法定雇用率達成企業 の割合
	達成	未達成					A. 重度 身体 障害者	B. 重度 以外の 身体 障害者	C. 重度 身体 障害者 である 短時間 労働者	D. 重度 以外の 身体 障害者 である 短時間 労働者	E. 重度 知的 障害者	F. 重度 以外の 知的 障害者	G. 重度 知的 障害者 である 短時間 労働者	H. 重度 以外の 知的 障害者 である 短時間 労働者	I. 精神 障害者	J. 精神 障害者 である 短時間 労働者	K. Jのうち、注3該当 短時間 労働者			
計	1,075 (1,072)	598 (599)	477 (473)	208,400 (208,400)	12,617 (14,084)	204,711.0 (205,526.0)	829 (809)	1,128 (1,174)	116 (121)	155 (148)	178 (172)	450 (447)	88 (91)	149 (151)	510 (456)	294 (279)	- (118)	4,752.0 (4,599.0)	2.32 (2.24)	55.6 (55.9)
建設業	57 (56)	26 (24)	31 (32)	8,619 (8,469)	142 (156)	7,191.0 (7,065.0)	23 (20)	51 (53)	3 (4)	2 (2)	0 (0)	1 (2)	1 (0)	1 (1)	10 (8)	3 (2)	- (1)	116.5 (110.0)	1.62 (1.56)	45.6 (42.9)
製造業	392 (388)	218 (218)	174 (170)	92,203 (92,181)	1,833 (2,023)	92,725.5 (92,807.5)	438 (427)	489 (505)	12 (11)	22 (21)	73 (73)	221 (213)	11 (14)	11 (13)	235 (207)	36 (40)	- (25)	2,042.5 (1,999.5)	2.20 (2.15)	55.6 (56.2)
情報通信業	23 (25)	8 (8)	15 (17)	8,724 (8,752)	53 (49)	8,750.5 (8,751.5)	52 (51)	40 (42)	2 (0)	0 (0)	2 (2)	6 (7)	0 (0)	0 (0)	24 (25)	1 (1)	- (0)	181.0 (180.5)	2.07 2.06	34.8 (32.0)
運輸・郵便業	61 (61)	34 (36)	27 (25)	11,885 (11,995)	524 (557)	9,724.0 (9,768.5)	32 (32)	72 (76)	4 (4)	6 (4)	0 (0)	15 (16)	2 (2)	1 (1)	22 (19)	5 (4)	- (0)	187.5 (185.5)	1.93 (1.90)	55.7 (59.0)
卸・小売業	141 (143)	61 (61)	80 (82)	21,615 (21,246)	3,032 (3,458)	23,092.0 (22,957.0)	53 (46)	103 (104)	12 (13)	26 (23)	42 (36)	66 (67)	12 (15)	14 (16)	59 (47)	22 (15)	- (5)	484.0 (439.5)	2.10 (1.91)	43.3 (42.7)
金融・保険業	18 (17)	10 (10)	8 (7)	5,934 (6,068)	395 (447)	6,131.5 (6,291.5)	31 (32)	41 (43)	4 (4)	4 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (9)	2 (2)	- (1)	123.0 (124.5)	2.01 (1.98)	55.6 (58.8)
宿泊・飲食サービス業	26 (25)	16 (15)	10 (10)	3,194 (2,966)	833 (775)	3,610.5 (3,353.5)	14 (13)	25 (25)	5 (6)	7 (5)	12 (12)	14 (10)	8 (7)	4 (5)	11 (10)	3 (2)	- (1)	123.5 (114.5)	3.42 (3.41)	61.5 (60.0)
生活関連サービス・娯楽業	19 (22)	9 (11)	10 (11)	2,848 (2,952)	369 (571)	3,032.5 (3,237.5)	4 (4)	18 (18)	4 (4)	3 (6)	10 (11)	11 (12)	1 (0)	5 (5)	6 (7)	1 (1)	- (1)	73.0 (77.5)	2.41 (2.39)	47.4 (50.0)
教育・学習支援業	16 (15)	7 (6)	9 (9)	1,888 (1,776)	189 (219)	1,462.5 (1,456.5)	5 (6)	4 (4)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (2)	- (1)	18.0 (19.5)	1.23 (1.34)	43.8 (40.0)
医療、福祉	190 (188)	133 (136)	57 (52)	27,047 (27,389)	3,013 (3,138)	23,786.5 (24,198.0)	72 (73)	133 (149)	53 (55)	59 (58)	26 (27)	61 (64)	48 (47)	108 (107)	57 (55)	207 (196)	- (76)	838.5 (788.5)	3.53 (3.26)	70.0 (72.3)
複合サービス事業	15 (15)	8 (7)	7 (8)	3,014 (3,079)	139 (187)	3,083.5 (3,172.5)	13 (10)	16 (17)	1 (1)	3 (3)	1 (0)	5 (6)	0 (0)	1 (1)	7 (7)	0 (0)	- (0)	59.0 (53.0)	1.91 (1.67)	53.3 (46.7)
サービス業	78 (82)	52 (54)	26 (28)	9,876 (11,778)	1,602 (2,203)	10,359.5 (12,606.5)	46 (47)	63 (75)	13 (17)	19 (21)	5 (5)	36 (43)	5 (6)	4 (2)	25 (45)	5 (12)	- (5)	260.5 (310.0)	2.51 (2.46)	66.7 (65.9)

(注) 1. 算定基礎労働者数とは、常用労働者数と短時間労働者数（短時間労働者については1人を0.5人に相当）を合計した数から除外率相当の労働者数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者である。
 2. L欄の障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計である。A欄の重度身体障害者及びE欄の重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントしている。また、C欄の重度身体障害者である短時間労働者、G欄の重度知的障害者である短時間労働者については1人に相当するものとしている。D欄の重度以外の身体障害者である短時間労働者、H欄の重度以外の知的障害者である短時間労働者、J欄の精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。
 ただし、J欄の精神障害者である短時間労働者については令和5年度より当分の間1人を1人としてカウントする。
 3. K欄はJ欄の精神障害者である短時間労働者の内、雇入れから3年以内または、精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の精神障害者である短時間労働者であり、1人に相当するものとしてカウントしている。
 $(A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 2 + F + G + H \times 0.5 + I + (J - K) \times 0.5 + K = L)$
 ただしJ欄の精神障害者である短時間労働者については令和5年度より当分の間1人を1人としてカウントするため、令和5年度K欄は該当なし。
 $(A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 2 + F + G + H \times 0.5 + I + J = L)$
 4. ()内は、令和4年6月1日現在の数値である。
 5. 【 】内は、令和5年6月1日現在の全国の数値である。

第5表

1 地方公共団体の状況（法定雇用率2.6%の機関）

（令和5年6月1日現在）

機 関 名	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数 (注1)	② 障害者の数 (注3)	③ 実雇用率	④ 不足数 (注4)	備 考
県機関・市町村合計	17607.0	451.5	2.56	23.5	
県機関合計	5166.0	139.5	2.70	0.0	
富山県知事部局	4745.0	126.5	2.67	0.0	特例認定（注5）
富山県警察本部	421.0	13.0	3.09	0.0	
市町村機関合計	12441.0	312.0	2.51	23.5	
富山市	2569.0	69.0	2.69	0.0	
高岡市	1297.5	39.5	3.04	0.0	
魚津市	376.5	8.5	2.26	0.5	特例認定（注5）
氷見市	413.0	10.0	2.42	0.0	
滑川市	259.5	7.0	2.70	0.0	特例認定（注5）
黒部市	816.5	21.0	2.57	0.0	
砺波市	929.5	25.5	2.74	0.0	特例認定（注5）
小矢部市	332.0	6.0	1.81	2.0	特例認定（注5）
南砺市	1083.0	17.0	1.57	11.0	特例認定（注5）
射水市	743.0	21.0	2.83	0.0	
上市町	458.5	14.5	3.16	0.0	特例認定（注5）
立山町	263.0	4.0	1.52	2.0	特例認定（注5）
入善町	181.0	5.5	3.04	0.0	
朝日町	339.5	7.0	2.06	1.0	
富山市教育委員会	828.0	16.0	1.93	5.0	
高岡市教育委員会	315.0	9.0	2.86	0.0	
氷見市教育委員会	99.0	3.0	3.03	0.0	
黒部市教育委員会	102.0	3.5	3.43	0.0	
射水市教育委員会	147.0	4.0	2.72	0.0	
入善町教育委員会	58.5	1.0	1.71	0.0	
富山市上下水道局	197.0	3.0	1.52	2.0	(注6)
高岡市上下水道局	83.5	2.0	2.40	0.0	
富山市立富山市民病院	479.5	12.0	2.50	0.0	
富山地区広域圏事務組合	70.0	3.0	4.29	0.0	

2 地方公共団体の状況(法定雇用率 2.5%の機関) 地方公共団体の状況

(令和5年6月1日現在)

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数(注3)	③ 実雇用率	④ 不足数(注4)	備 考
富山県教育委員会	6,867.0	175.0	2.55	0.0	

3 地方独立行政法人の状況(法定雇用率 2.6%の機関)

(令和5年6月1日現在)

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注2)	② 障害者の数(注3)	③ 実雇用率	④ 不足数(注4)	備 考
公立大学法人 富山県立大学	208.5	5.0	2.40	0.0	

【各表に関する注記】

- 注1 「地方公共団体」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 「地方独立行政法人」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者並びに精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 注3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。ただし精神障害者である短時間労働者については、令和5年度より当分の間1人を1人としてカウントする。
- 注4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注5 「備考」欄の都道府県又は市町村の「特例認定」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定により、当該機関(B)に勤務する職員を当該機関(A)に勤務する職員とみなす特例が適用されているものである。
- 注6 富山市上下水道局においては、11月1日現在において、障害者の数5.0人、実雇用率2.54%、不足数0.0人となっている。

特例認定一覧(県知事部局・市町村)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
富山県知事部局	富山県企業局
魚津市	魚津市教育委員会
小矢部市	小矢部市教育委員会
立山町	立山町教育委員会
砺波市	砺波市教育委員会
南砺市	南砺市教育委員会
上市町	上市町教育委員会
滑川市	滑川市教育委員会

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2.3% [2.2%]
(43.5人 [45.5人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2.6% [2.5%]
〔労働者数38.5人 [40.0人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.6% [2.5%]
(38.5人 [40.0人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.5% [2.4%]
(40.0人 [42.0人] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、令和3年2月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。ただし精神障害者である短時間労働者については、令和5年度より当分の間1人を1人分としてカウントする。

※ ただし、令和4年度以前の精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること